

参議院商工委員会會議録第二十八号

昭和三十五年五月十日(火曜日)午後二時十一分開会

委員の異動
本日委員鈴木万平君辞任につき、その補欠として佐野廣君を議長において指名した。

出席者は左の通り。
委員長 山本 利壽君
理事 川上 為治君
委員 栗山 良夫君
赤間 文三君
上原 正吉君
岸田 幸雄君
斎藤 昇君
佐野 廣君
高橋進太郎君
樺 繁夫君
島 清君
加藤 正人君
池田 勇人君
通商産業大臣 池田 勇人君
政府委員 通商産業省 榎 誠明君
石炭局長 小山 雄二君
中小企業庁長官 小田 橋真寿君
常任委員 会専門員

○商工会の組織等に関する法律案(内
本日の會議に付した案件

閣提出、衆議院送付)

○委員長(山本利壽君) これより商工委員会を開会いたします。

まず、理事会で協議いたしました審議予定について御報告いたします。

今週は、本日、明日及び明後日とも商工会の組織等に関する法律案及び石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案について審議を行なうことといたしました。

以上御了承をお願いいたします。

○委員長(山本利壽君) それでは商工会の組織等に関する法律案を議題といたします。質疑のある方は順次御発言をお願いいたします。

○川上為治君 私は、この前の委員会で参考人の意見を聞いたのですが、それは一つはこの商工会の連合会の問題でございますけれども、現在中小企業

の団体にございましては、御承知の通り商工会組合につきましても全国の中央会がございまして、この中央会に對しましては、商工会組合のみならず、協同組合あるいはまた信用組合、こういういろいろな団体が加入しているわけであり

ます。また一面におきましては、この商工会と同様な仕事をしますものとして、この商工会議所があるわけであり

いても同様な仕事をしているし、また別に商工会組合、信用組合、あるいはその協同組合をもつてする中央会という

の意見としましては、大体今の任意組織の商工会の意見としては、別に全国組織のものを特別に法制化してもらいたい、こういうような意見が強くござ

いますけれども、商工会議所関係として、自分の方としては別に商工会議所と一緒にした全国的な団体を必要とするというような気持は持っていない

というようない意見を持っていたのです。またある参考人の方では、これはどうも協同組合とかあるいはまた商工組合とか信用組合というものを一緒にした現在の中央会の中にむしろ

この商工会も入れてもらいたいというように意見を出されたように思うのですが、こういう問題につきまして、大臣はどういうふうにお考えでござい

ますか。この商工会の性質からいいますと、この商工会議所と一緒に何かやうな気がいたしますし、また中小企業全体の問題からいいますと、今の中央会と連係をとらうか、あるいはこれと一体をなすか、そういうような組織にした方がいいのじゃないかとい

うふうにも考えますし、非常にむずかしい問題でありますけれども、いろいろと中央の組織というものがたくさんあるというところは、これはいいようであるし、また同時にいろいろその弊害

もあると考えますが、この点につきまして、どういうふうにお考えになつてお

りますか、その点を一つお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 商工会の組織等に関する法律を立案する際に、今お話のような下部の商工会だけでなしに、府県の連合会、また全国的な日本

商工会連合会ということも一応考えたのでございしますが、やはり下部の商工会の設立発足をまず第一に期しまして、そしてその様子を見まして、府県

の連合会とかあるいは全国的なものを考えたかと思つております。御承知の通り、今ある商工会につきましては全国的組織もある。ただ府県の連合会

はあまりございせん。そういうことを考えまして、今後商工会の発達とつり合つて連合会、全国的なものを考えていきたい、そして全国的なものを考えた場合に他のものとの調整、ことに

お話の商工会議所との関係につきまして、いましばらく様子を見てから結論を出したいと思つております。

○川上為治君 私この問題は非常にむずかしい問題でございまして、衆議

院の方では決議としてやはりこの商工会の全国組織を早く作つて法制化してもらいたいという御意見がある

ようでございしますが、この御意見がそらう商工会議所の全国の日本商工会議所、そういうものは別個に、また

先ほど申し上げました商工会組合とか協同組合とか、そういうものの一緒に

なつております中小企業団体中央会、この全国中小企業団体中央会、こういうものは別個に、やはりそういう商工会だけの特別な全国組織というものを作つてもらいたいという決議じやないかと考えておりますけれども、まあ

そういうようなことにするか、いわゆる中小企業団体というものについて、今申し上げました三つの中央組織というように形に持つていくことがいか、それともその商工会議所との

商工会とを一緒にした中央組織というものにするか、あるいはまたこの全国中小企業団体中央会と一緒にするかどうかという問題について、これは相当慎重に考えていた方がよくはないかと私もそう考えますので、これは大臣と全く同様な意見でございしますので、その点十分今後の推移をござらんになつて、それが一

番中小企業の団体の指導なり連絡なり、そういう意味からいっていいかというところを見きわめた上で措置していただきたいということを、特にお願い申し上げます。

それからもう一つ、私がこれはやはりこの前の参考人にお話を申し上げましたが、どうも商工会議所の零細企業対策というのは、これはなかなか、果してうまくいくかどうかというところを、実は心配しておるわけでありまして、特にこれは商工会方面だけではなくて、いろいろな方面の方々が、特に大都市の、たとえば東京でありますとかあるいは大阪でありますとか、そういうような地方の商工会議所のその零細企業対策というものが果してうまくいくかどうかということにつきましては、非常に心配しておるわけでありまして、この前の商工会議所から出ておりました参考人の意見を見ましても、大体各地区に支部なり、そういう組織を設けて、そしてその支部を通してその付近の零細企業者に対していろいろなめんどろを見ていく、それで十分いけるのだ、現在東京商工会議所におきましても、大阪の商工会議所におきましても、いろいろ零細企業に対しては商工相談所等を通して、いろいろやっておるのだ、だから心配は要らないだろう。こういうお話でありましたが、しかし先ほど申し上げましたように、この点につきましては非常にみんなが心配を持っておるようでありまして、持っておりますのは、やはり一つは、商工会議所の会員になるためには、ある程度の会費を払わなければならぬ。年に五千円とか、あるいは一万円とか、そういうような会費を納める

ということとは、特に零細企業者にとつては非常にむづかしい問題がある。それからもう一つは、会費を払っていないから、従つてその零細企業者が商工会議所のいろいろな指導の恩恵を受けるということとは非常にむづかしいのじゃないか、会議所に行くにも敷居が高い。こういうようなことで、果して、中小、特に零細企業者がこの会議所の指導なんかを受けるということとは非常にむづかしいのではないかとこの心配を、実は持っておるわけなんです。これはもつと具体的にどういうやり方によつて、この会議所等においては、中小、零細企業者に対する指導をやるか。そういう点についてはほとんど心配がないというようにお考えでありますか。これはある程度具体的にこの問題について御説明が願いたいと思ひます。

○国務大臣（池田勇人君） この商工会の組織等に関する法律につきましては、一番の問題点はそこであるのであります。従つて本会議並びにこの委員会でも質疑が行なわれましたが、私はただいまのところ心配がないと申し上げておりました。いろいろな困難な点がありましようが、これを切り抜けていって、零細企業者のためにも、この商工会の組織等に関する法律案というものがよかつたと言つてもいい、これから努力いたしたいと思つておるのではありません。従ひまして、具体的問題としてやつておつたのでございます。今度は零細企業の方に力を入れるというのでございまして、いろいろの方々が団体加入とか、いろいろ今後考へて

いかなければならぬと思つておりますが、その点につきましては、中小企業庁長官からお答えいただいたと思ひます。

○政府委員（小山雄二君） 大都市の商工会議所の仕組みの中に、小規模事業者をどううまく取り込んでいって、従来商工会議所がいろいろ小規模事業者に対して指導をやつておりましたのは、会員でない者もやつておりますけれども、その組織の中に溶け込まして、会議所がその仕事をすることも、そういう小規模事業者が自分の仕事としてやるという親近感といいますか、そういう感じを持つて仕事をやつていただくための仕組み、いろいろ考へておるわけでありまして、関係団体とも相談いたしましていろいろな仕組みを考へておるわけでありまして、

今考へておりますやり方は、具体的に申し上げますと、およそ二つの系統で考へております。一つは大都市の、たとえば東京都では特別区、大阪その他では行政区の単位ぐらゐに、その区域内における小規模事業者を会議所に団体加入させる、会費等も一人で払えませうということにしますと、会費の負担もさう高くないのじゃないかと思ひます。それから形は会議所に入つた形になります。その後の運営といたしましては、その区域等に支部を作りまして、その支部は本部と関係は形式的にはございまして、支部は支部の会員が民主的に運営するといふ形をとつて、民主的に並びに自主的に極力運営していくという形をとりまして、形式的に会議所に入りましても、実質的にはそこで自主的に民主的に、運営していく

という仕組みを私も考へておるわけでありまして、それからもう一つの型は、なかなか支部を作りまといひましても、いろいろ準備の関係その他でなかなか右から左に支部を作りにくいという面もございまして、やはりこれは区なら、従来の区単位にありまするいろいろな団体と提携をいたしまして、たとえば商店街連合会、あるいは工場協会等の区単位の連合会があります。これと連係いたしまして、商工会議所の相談所の出先をそういう団体の方と一緒に相談して運営していくという仕組みであります。前に申しました支部まで作るころまで形式的には会議所の組織等の中に溶け込ませぬわけでありまして、暫定的にそういう既存の団体と相談しながら会議所の支所を作っていく。その運営あるいは経営改善普及員の設置、人選その他につきましては、両者が協議しながらやつて参る。しかし補助金等の関係がありますので、形式はやはり会議所の相談所の出先だといふ觀念で、既存の団体と連係しながら協議していく、こういうことが第二の方法であります。二つの方法を併用することによりまして、小規模事業者指導の態勢を大都市全部に網を張つていく、こういう仕組みで関係方面といろいろ相談いたしてはいるわけでありまして、

○委員長（山本利雄君） この際委員の変更について御報告いたします。本日鈴木万平君が辞任され、その補欠として佐野廣君が選任されました。

市の、特に零細企業者の方では、会議所の方で果して十分な零細企業の指導が、そういうような長官もおっしゃるような組織をもつても、なおうまくいくかどうかということに非常に心配しているようであります。私は、努めてそういう組織を強化して、零細企業者にかゆいところを指導ができるようにやつていただきたいと思ひますが、なかなかそれでもうまくいかぬ、こういう場合においては、これはたとえば一年なり二年たつてもなかなかうまくいかぬ、幾ら企業庁の方で一生懸命やられても、会議所の方でもやつて見てもうまくいかぬという場合においては、その際は、どういふような考へをもつておられますか、その点を一言承つておきたいと思ひます。

○国務大臣（池田勇人君） うまくいかなかった場合におきましては、他の方法を考へてみて、その方法がうまくいかどうかということを検討しなければなりません。うまくいかないところ、どういふところがあるかということとは、実地にやつて見てからでないといひましよう。そのときは、その状況から一つ考へてみたいと思ひます。うまくいかないから他の方法へかわると申しましても、また他の方法がうまくいかない場合もあるのをごさいます。実態を見まして、今の方針をできるだけうまくいかに努力をしてみたい、それでもいかぬときには、その場合に考へなくちやならぬと思つております。

○川上為治君 大臣のお話では、こゝう、まあ政府はよく考へて、その際の適当な措置を講じたいといふふうに私は受けとりましたが、この問題につい

では、商工会、現在の任意の商工会等からも相当いろいろの意見は出ておりますし、またこの問題を検討するにありまして、第三者としていろいろ検討してみても、なかなかこの点については異論もあるように聞いておりますので、やはり商工会議所を擁護する意味からいっても、二年や三年の間になかなか零細企業者に対する指導がうまくいかぬという場合においては、やはり大方の要望にこたえて、別な商工会というようなものを作つてや

た方がいゝんではないかというふうな気もいたすわけなんです、この問題については大臣は、慎重に一つその際考へて、そのとき適当な措置を講ずるといふようなことでもございますので了承いたしますけれども、これは十分一つ會議所を叱咤激励して、零細企業の指導を十分できるように御指導願ひたいと思ひます。

それからもう一つお伺ひしておきたいのですが、この商工会関係、商工会議所関係の零細企業対策として、大臣が主となられて、本年度四億くらいの予算が取られましたことは、まことにこれはけっこうなことでは、まことに、大体商工会が法制化されて、この法律による商工会組織ができますのは、いづごろかこれが出てきて、そして本年度内にどのくらいにかく作れますかどうか。そうしてそれに対する予算の今の四億、これは地方を入れますと八億くらいになるんじゃないかと思ひますが、そういう予算がどの程度これが消化できるでしょうか、そういう点についてちょっとお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(小山雄二君) 現在、今度

法制化しようとしております商工会の母体となるといふか、自然発生的にできております商工会は約二千六百にございまして、そのうちで初年度にわれわれの予想といたしましては、これはやってみないとわかりませんけれども、千五百、あるいはそれ以上のものが法制化できはしないか、みな、そういう心がまえで準備しているようなわけでありまして、千五百あるいは二千近くは法制化できやしないかと思つております。

それから予算の配分の関係でございますが、これは県が補助するのに対して国が補助するといふ間接補助の形をとっております。県もいろいろ準備をして予算をとっている所もございまして、まだこれからの所もございまして、そういう打ち合わせ等をやります、これは施行がいつになりますか、なるべく早い機会に成立いたしますれば施行したいと思ひますが、そういう関係でこれを急いでやりますが、さっきの大都市等の組織の態勢がなかなかできにくいといふような所には補助金をやるわけに参りません、そういう面、それから県の準備の態勢の面等からあわせて、やってみないとわかりませんが、大半は余すことなく使えると思ひますが、あるいは一部は少し残るかも知れぬといふような予想を立てております。ただ、予算は、一年計画で全部全国の商工会組織を組織化するということになっておられますので、従つて初年度の予算としては相当部分なせるだらう、そう考へております。

○川上治君 大体二千六百くらいの現在の任意の商工会の中で、本年度じゅうに——来年三月末までに法制化

されるものが千五、六百というふうなお話であります、そうしますと、大都市の商工会議所に対する助成金は別に、地方のこゝろいう商工会に対する助成金が平均して一件当たり、県なり国、これをあわしてどれくらいの助成金かといふことになりましようか、その点一つ、これは大体の見当でよろしゅうございまして。

○政府委員(小山雄二君) 一商工会当たり、これはいろいろ、商工会の規模によりまして改善普及員等の人数も変わつてきますし、あるいはそれに伴つて事務費等の額も変わつてきますけれども、平均しますと改善普及員を一人といたしまして大体三十万円くらいの補助金が一商工会当たり要る、こういう勘定であります。

○川上治君 それは改善普及員に一人当たり年間三十万円ということであるが、その他事務費とかさういふものを全部入れまして、地方のいなかの商工会に對しまして、年に大体どのくらい助成金かといふことになりまが、実はこの問題につきましては、地方の特にいなかの商工会では非常に期待をしているわけでありまして、わずか五万円や十万円程度のものがいい、これはおそろく地方の零細企業者の指導とかさういふものに対してあまり役に立たぬのじゃないかと思ひます。といふのは、例の商工会議所に対しまして中小企業相談所、この相談所に対する助成金といふのは、従来は非常に少ないわけでありまして、地方の人口三万、四万くらいの都市における商工会議所の相談所に対する助成金といふのは、わずかに年間五万円とか十万円、こういうような程度のも

が従来たくさんあったわけでありまして、それくらいもらつても大したことではない、これではとても零細企業対策といふのはできないといふような意見が非常に強かつたわけなんです、今度、今長官のお話によりまして、少くとも地方のいなかのいなかの商工会についても、三十万、あるいはそれ以上のものがいくといふことになりまが、それ以上といふと、だいたい商工会の零細企業に対する指導といふものができるといふことになってくるのじゃないかと思ひます、私はいくらもさういふ予算については、将来もさういふやうにして、十分零細企業対策ができるようにやつてもいいと思つておられますけれども、さしあたり本年度において、いなかの商工会に對してどの程度出るかといふことを聞いておられるわけなんです、今承りますといふと、一人の改善普及員に對して大体三十万円、それ以外に事務費とかさういふものも若干ついているのじゃないかといふふうに考へますが、それを合わせますといふと、どれくらいつきますか、その点をちょっと承つておきたいと思ひます。

○政府委員(小山雄二君) 先ほど三十万と申しましたが、正確にいいますと約三十三万ぐらいの計算になります。これは人件費のみならず事務費を含めまして、国が十六万五千、県が十六万五千、これが一番小さな型の商工会に對して、そのほかにも前々も申しましたが、全部補助金に頼るといふことでは

くて、ただ補助しますのは、小規模事業者に対する指導事業に対する人件費、事務費を補助するわけでありまして、それ以外に商工会団体維持のためにいろいろの経費が要るわけでありまが、これが大体十五、六万。国が三分の一、府県が三分の一、自分が三分の一といふやうな形で、一番小さな型の商工会は約四十八万程度で維持できる。そのうち三十三万程度は国と府県から補助する、こゝろいう形になっておられます。これは事務費も含めてのことです。

○川上治君 私はこの商工会に対する国の助成とかあるいは県の助成、特に国の方で本年度四億も出していただくといふことは、これは非常に大臣の大功績ではないかと、さういふふうに私は考へておられるのですが、しかし四億出したとしても、先ほどお話をございましては、いなかの商工会に對しては大体三十三万円といふやうなことでございまして、これではまだだとしても問題にはならない。将来もつとこれをふやしまして、ぜひとも大臣に、この中小企業に對するこゝろいう措置をもつと大きく一つしていただきたいといふことを特にお願い申し上げておきます。

この際、もう一つ申し上げておきたいのは、商工会に對する助成は最初から四億も出して、これは商工会だけじゃないのですが、商工会議所を含めての零細企業対策として四億も出して、ところが組織は若干違ひますけれども、同じ中小企業対策として昔から非常に仕事をやつて参りましたわゆる協同組合、この協同組合に對しては助成金といふのはどうも少し

少ないような気がするわけでありませう。毎年大体一億、それぐらいしかあてていない。しかも全部でそう大きな金額でもないようなんですが、これではやはり、まあ片手落ちというのは、組織が違いますし、仕事も違いますから、そういうことは言わなくても、どうもやはり中小企業対策として協同組合に対する助成金というのは非常に少ないんじゃないかというような感じがいたすわけでありませう。また設備近代化の助成金にしても、これまたことは十数億円新しくついたわけでごさいますけれども、どうも貿易の自由化とか、あるいは中小企業と大企業との格差を極力なくしていくというような点から考えますと、私はやはり早急に中小企業の設備近代化をはからなきゃならぬということを考えますというところ、どうもその設備近代化の助成金というのは現在の程度では非常に少ないんじゃないか。助成金というものは、いわゆる無利子の金というものをどうもこれ以上出すことが非常に国家財政上むずかしいということであれば、もっとその金利の低い金を何か工夫して出す必要があるんじゃないか。たとえば中小企業金融公庫なり、あるいは国民金融公庫あたりから、あるいはそれと同じような機構でも作って、そっちの方からもっと今の九分六厘とか九分三厘とかいうような金利でなくて、もっと低い金利のものを、金を大幅に出す必要があるんじゃないかというように考えますが、こういう問題について大臣のお考えをこの際承っておきたいと思ひます。

十分じゃないと思ひますが、まだまだこれの倍とか三倍ぐらいに将来はしたいという考えでおるのであります。何分にも初年度でございまして、そうして施行もよく進みますし、実際にやってみてどの程度のものができるかというところは、やはり今年に試験的のものぐらいに考えておるのであります。これは全国的に、しかも全部の零細企業者に対する措置でございしますから、今お話の特定の協同組合とか、あるいは特殊の人の設備近代化貸付金とは性質が違つております。ほかと比べるとはいかがかと思ひますが、しかし協同組合に對します助成金等もやはり今後できるだけふやしていきたいという気持ちを持っておりますが、私の今考えておるのは、何と申しませんが、今までの設備近代化あるいは協同組合の補助金よりも、もっとやはり商工会の方々に力を入れたら、そうして補助的には今度は協同組合あるいは近代化の資金をふやしていく。この近代化の資金も大蔵省がいろいろ調査いたしております。もうある学識経験者等がずっと見まして、その必要なしという結論が相出たようでごさいます。これは無利子の近代化資金をやつてよくなつたので、もともとは近代化資金によつてそうになったのだから、私はよく似たものにつづきましては回収を早くするということをすると同時に、まだまだ設備近代化を中小企業に對してうんとやらなきゃならぬ点がございますので、私は近代化の方のお金ももっともつとふやしていくべきだと考えておるのであります。

○川上為治君 その設備近代化についての学者の意見というのは、どういう学者が調べになつてそのような意見を出されたのか、これは私もよく存じておりませんが、どうもそういう意見は少し間違つてゐるのじゃないか、少しどころか、大幅に私は間違つてゐるのじゃないかという感じがいたすわけでありませう。やはり一般の中小企業者については、どうしてもこの設備近代化を進めていかなくやならぬ、質的な改善をどうしてもこの際はおっしゃつておられます貿易自由化というものがどんどん進んで参りますという、私は大企業と中小企業との格差というものはどんどん広がっていくのじゃないかという感じがいたすわけでありませう。たとえば外国からの資本の導入なり、あるいは技術の導入というものを現在以上にゆるゆるというふうなことをなつていくなつていくなつて、外国の方から非常に低い金利のものを大企業関係は借りることができるといふけれども、また技術の導入につきましても、大企業はその恩恵に浴することができまされども、どうも中小企業というものは、そういう技術の導入というものは、できないし、また外国の方から資本の導入ということもできない、現在もうすでに中小企業に對する金利というものは非常に高い、大企業よりも。そうしますと、ますます歩が悪くなるというふうなことになるので、中小企業に對しましては、国内的にやはり今よりもずっと強い保護といふべきか、めんどむをみていかなければ私はいけないんじゃないかと、そういうふうには考えますというところ、もっと金利を中小企業に對するものは下げるといふ

ような方向に極力持つていかなくやならぬ、それにはやはり無利子の金を国がもっと出すというふうなことをやるとか、あるいは無利子というところが非常に無理でございしますれば、金利の非常に低いものを貸していくというふうなやり方をとらなくちゃなかなか中小企業の体質の改善なり、設備の近代化というのにはできないのじゃないかと、こういうふうなまあ考えますので、学者の意見に惑わされることなく、大臣はぜひともこういう問題について積極的な一つ中小企業対策を打ち出していただきたいことを特にお願い申し上げておきたいと思ひます。私の質問は、これで終わりたいと思ひます。

○榊英夫君 私は商工会議所の設置されておるところの対策と、それから今商工会議所のない地域の商工会に法的な根拠を与えて助成措置を講ずるといふ問題については、これは別に考えていかなければならぬと思ひます。で、既存の商工会議所が大都市においてこの本法が目的としておりますような零細企業の改善、指導というところについて不適当であるというところは前回も申し述べたのでありますが、これまた別の機会に譲ることといたしまして、今回本法を制定することによつて約四億の助成金を出すということなんでありませうが、政府は中小企業団体に對して一体これまで幾つもの団体に補助金を出しておられるか、あまり中途半端な金額の補助に終わつて、どこも目的を達するに事欠いておるのではないかと、政府は一体中小企業の団体に對して幾つ補助金を出しておるかというところをまずお聞きします。

○政府委員(小山雄二君) 現在まで中小企業関係の団体に補助をいたしておりますのは、中小企業団体中央会といふのがございします。これはいわゆる協同組合及び商工組合の団体でありまして、都道府県別に中央会があり、それが集まりまして全国の中央会がありませう。これに補助金を出しております。三十四年度五千万円、三十五年度の予算は六千四百四十八万円でございます。その六千四百四十八万のうち、五千五百二十六万円が四十六都道府県に對する補助金でありまして、九百二十一万円が中央会に對する補助金でございます。団体に對する補助はこれだけでございします。

○榊英夫君 この中央会に六千四百四十八万円の補助を出しておられますが、中央会はこの補助金をもらつてどういう改善指導の仕事をやつておりますか、この本法で指導を行なふとする事業との違いについて御説明をいたしたい。

○政府委員(小山雄二君) 中小企業団体中央会と申しますのは、協同組合法で法定されておる団体でありまして、いわゆる協同組合及び商工組合の組合運営を指導する、組合の組織化あるいは設立されたあとの組合の運営を指導する、こういう仕事をやる団体でありまして、今申しました予算額は中央及び各都道府県の中央会に對して、たとえば巡回していろいろ組合の設立あるいは運営の指導をするとか、あるいは組合の運営及びこれに経理の關係の監査をやる等の監査、自治監督をやらせる指導だとか、それからやはり組合關係の運営等について相談室を設けて相談にのるとか、そういうことに關しま

す人件費並びにそれに伴う事務費であります。

○榊兼夫君 ただいまの長官の御説明は、これは中央会の全国本部がやっておる仕事。府県中央会が一体どうい仕事をやっておるか、この商工会が目的としておると同じような技術指導でありますとか経営指導でありますとかいうふうなことをやっておるんじゃないかということを私は聞いています。

○政府委員(小山雄二君) 協同組合及び商工組合合せますと、ちょっと今数は持っておりませんが、約四万近くの組合があるわけでありまして、いわゆる事業協同組合から、企業組合から、それから団体組織法に基づく商工組合と、全部合わせて四万近くございまして、これらの組合を全部指導するわけでありまして、中央の、全国の中央会ももちろんであります、都道府県の中央会も組合指導を主体にして、先ほど申しましたような仕事をいたしておるわけでありまして、個々の企業者に対する指導はいたしておりません。

○榊兼夫君 そうなりますと、中央会は団体を指導するのが目的の団体であって、で、本法は個人の指導を行なうのを目的とする、そこに中央会の事業との違いがある、こういうふうに理解すればよろしいのでしょうか。

○政府委員(小山雄二君) その通りであります。

○榊兼夫君 そこでお尋ねをいたしますが、自然発生的な商工会が全国に二千六百あまりある。で、本法が成立すれば、初年度に千五百ないし二千の団体が補助金を受ける資格を取得することになるだろうということでありま

すが、長官はまあ一団体、最低で三十万、年額その程度の補助になるだろう、三十三万円は一人——一人ということをやられました、一人の事務員ですか、指導員ですか、これに対して大体人件費が中心になるということなんでしょうが、この有資格団体であるということの認定はどういうふうに行なうことになりませんか。

○政府委員(小山雄二君) 法律の助成の規定のところに、政令の定むるところによって都道府県が補助をするときは国が都道府県に補助をするということになっております。法律の五十六条であります、都道府県がそういう商工会の行なう小規模事業者の経費を補助する場合は、国が補助するということになっております。この政令でいろいろなことを、制約をきめていきたいと思ひます。政令できめまします事柄は、補助金を交付される商工会それから商工会議所も入りますが、これの資格をきめたいと思ひます。資格と申しますのは、小規模事業者の指導の事業を主体の仕事として、それが効果的にできるというふうな保証がないと困るわけでありまして、そういう事業の内容等を判定していくということ、それから事業のやり方の問題といたしまして、その事業をやはり一定の資格のある改善普及員というものを置いて、その人を中心として仕事をやる、指導事業をやるといふ仕事のやり方の問題、そういう事柄を政令で指定していきなさいと思ひます。従って法律で認可を受けて商工会ができた、その商工会がその商工会の定款その他の規約上または仕組みの上からいって、そういう小規模事業者指導の仕事をするに適しているとい

うことは、補助金の交付の申請書といひますか、そういうものを見まして、これはそういう仕事をやるに十分の資格があるかないかということ判定いたしました上で、こういうことに相なるわけでありまして。

○榊兼夫君 資格があるかないか、政令をこちらで定めるわけですが、資格があるかないかということの認定は、都道府県に委任をするということになりますか。

○政府委員(小山雄二君) 実際問題としては、そういうことになると思ひます。

○榊兼夫君 そういうことになる……。

○政府委員(小山雄二君) ええ、なるうと思ひます。

○榊兼夫君 その場合に二千六百のうち千五百ないし二千のものが大体補助を受ける資格団体になるだろうという想定のもとに、今長官はおられるようですが、商業の指導と工業の指導というものはおのずから私は違ふと思ひます。ここに書いてありますような事業の範囲ですか、これは商工業に関し相談に

応じました指導を行なうことという、こういう便利な人が私はあれば非常にけっこうだと思ひますが、なかなかそれは人を得られないじゃないかという心配があります、この商工業に關して、相談に応じて、その指導を行なう——私は商業の指導というのと工業の指導というのとは具体的に實際違ふと思ひます。それを一体、どの程度のことを普及員に政府は期待してやるのか、ということ伺ひます。

○政府委員(小山雄二君) お説の通り、具体的な従来からいろいろ相談事業もそれぞれの機関でやっておりますし、また企業診断等のこともいろいろやっております。その場合に、商業と工業、これは非常に違います。それからまた工業その他業種によって非常に違ふわけでありまして、ただ、今回小規模事業者指導事業として商工会を組織化して、商工会議所とともに、そういう仕事をやってもらう、これに補助をしようという仕組みを考えます際の指導、そしてその指導の衝に直接には改善普及員に当たってもらおうという仕組みを考えましたときに、その改善普及員に期待いたしておりますことは、実はまあいわゆる企業経営の初歩的なこと、たとえば帳簿の問題あるいは金融の問題あるいは税の問題あるいは社会保険等の問題、まあ要するに中小企業特に小規模事業者がそういうことをあまり知らない、あるいはほとんどくさがって、あるいはなかなか手が回らなくてそういうことに乗っていけない、そういう制度に乗っていかないというところを指導してやろう、糸口をつけてやろうということが主体であります、まあ改善普及員の資格等につきましても、従来診断員とか相談員よりは程度の低いといひますが、低いといふとちょっと語弊があるのですが、なるべく一般的な事柄を知っている人たちの手ほどきをしてやるという程度のことを期待しているわけでありまして、それ以上具体的に企業経営のあるいは工業なり商業なりの店舗をどうするか原材料の購入をどうするか機械をどうするかというふうなことになる、あるいは税問題等でも専門的なことになりまして、それぞ

れ専門家の知識をどうしてもわずら

わさなければならぬのでありまして、この予算でも、経営改善普及員というものは、ある小規模事業者の数に応じてずっと配置していくわけですが、そのほかに専門指導員というものを必要に応じて頼んできて、その人に、改善普及員が取り次いでいくという方法によって、専門家の知恵を借りるという仕組みも考えおりました、事務費といたしまして専門指導員の謝金ということを相当考えております。

○榊兼夫君 私は零細な商業、零細な工業でありまして、こういう政府が行なう助成措置によって期待しているものは区分されておると思ひます。ですから、今お話しのように共通していえますことは、まあ帳簿のつけ方であるとか、税金がどうすれば安くなるのか、それから基準法というものはどの程度まで守っていかなければい

のかというふうなことだろ

うのか、そのほかに専門的なことについて、これは府県に置くのです、専門指導員謝金というふうなもの、会計の中で考えていくということですが、それは府県にプールして置いて、そしてある地域の商工会で講演会を企画する、そういう場合には、こういう問題と

いう問題とかやれその経理とかい

う問題とかやれその経理とかい

う問題とかやれその経理とかい

門的な指導相談に應ずる、こういう考
えなんですか。

○政府委員(小山雄二君) 専門指導員
の謝金の予算的な基礎を申しますと、
改善普及員十人に対して二人というこ
とになっております。二割程度でござ
います。大きな、改善普及員のたぐ
さんおられます。専門的な人、商工会
は、専門的に、専門的な人を常時頼む
ということができませんけれども、そう
いうことで小さな商工会等はまあ実
際問題としてはどういうことになりま
うか、考え方としてはそのつど頼んで
くるところになるわけですが、小さな
商工会等は近くの人、毎日
か寄って、問題をきめておいて、毎日
やるというふうなことも運営上はな
るうかと思ひますが、考え方として
は、そのつど専門家を雇ってくる、頼
んでくる。こういう考え方をしてお
ります。

○榊兼夫君 どうも私は御説明を伺っ
ていてですね、中途半端なものになり
はしないかという心配がいたします。
この間の参考人の意見の中にも、三人
四人と既存団体の育成について考へて
もらいたい、ということが繰り返して
べられておたんですが、この中小企
業の既存団体に対する財政的な補助あ
るいは育成ということについて、大
臣、何か本法と関連してお考えになっ
ていませんか。

○国務大臣(池田勇人君) この前お
いでになった人はどういう方か、私よく
存じませんが、速記録をまだ読んでお
りませんが、商工会というものは、これは
新しい試みでございまして、今までの
既存団体の幹部の方々とちよつと行
き方が違つておる。先ほど川上君の質

問に對しまして申し上げましたこと
く、既存団体に対しては、また今後仰
ばすべき点等々ありますから、この
育成はもちろんであります。商
工会というのは新しい考え方ですが、
まして、おのづからその方向が違つ
ておると思つております。それからま
たお話の指導員というものは、初めか
らそううまく私はいかない。振舞のつ
け方あるいは社会保険の關係の事業と
か、いろいろなまあ卑近な点から入
ていきまして、だんだん指導員の方も
うまくなつて参ります。また商工会
自体もいろいろ問題にぶつかつて、
そこにいい知恵が出てくると思ひま
す。また指導員にいたしまして、お
話のように工業關係、商業關係、も
ちろん違つてくると思ひますが、これ
県にも現に付属の指導員もおります
うし、また商工会等も有無相通じま
して、その間をうまくやつていくよう
になると思ひます。何分にも初めての
試みでございまして、われわれが机
の上で考へたようになかなかうまくい
かんというところは、私も承知をいたし
ておりますが、しかしそのことを踏
み越えていって、初めて詳細企業が団
体的にうまく運営される。個人の企業
体がよくなつていくと、こういう長い
目で私は考へておる次第でございま
す。

○榊兼夫君 もう一点伺いたいで
す。商工会議所のある地域には本法を
適用しないわけですか、この商工会
議所の支所を設けて、そうしてその区
域内に、行政区域内と申しますが、こ
の工業協会有るいは商店会等がある。
そこへ商工会議所の支所を設ける。そ

して三者が一体になつて詳細企業の指
導と育成について協議をし、しかも自
主的に民主的にいうことを企業庁長
官は言つておられますが、たとえば今
回政府が考へたに於てあります改善
普及員を、その三者が寄つて、この人
ならよからうというのをきめる。と
ころがどこまでも商工会議所の支所
でありますから、これは会頭の任命する
ことになるでしょう。形式はそういう
ふうになつて差しつかえないと思ひま
すが、そういうその地域の事情に通じ
た人が推薦した者を、それを將來原則
としては会頭は指名をするというよう
にならなければならぬと思ひます。
自主的に民主的に運営を考へたにな
つておるんですから、ところがこの間の
商工会議所の参考人はですね、まあ
きるだけそういうふうにしていきな
いと思ひますけれども、全部が全部
ういうふうになるというふうには申し
上げかねますというところを、高城さん
言つておりました。政府はこの点自
主的に民主的に運営させるという御方
針でありますから、やはりそこで推薦
するといふふうな指名するといふふう
な強い行政指導は行なう御決意ありや
いなやといふことをお聞きしたいんで
す。

○政府委員(小山雄二君) この既存の
団体との關係は、実は衆議院でも付帯
決議をされておるわけでありまして。そ
の關係方面といふわけでありまして、相
談をしたとすれば商店会連合会がある
いは工場協会有り、會議所なら會議所の
もちつた補助金をそのまゝわれわれに
くれと、こういう実はあからさまにい

えば意味のお話もあつたわけ。と
ころが補助金を通り抜けて出すといふ
ことは、補助金の性質からいってま
んなわけ、形はやはりその金は補助
をもらつたものに対して自分の金をつ
け加えて、その金を使う主体というも
のは、やはり會議所であつてもならな
きや困るというところで話したわけ
です。ただ實際、たとえば改善普及員
の事務所の問題とか、あるいは改善普
及員の、その土地の状況をよく知つて
いる人の意見を聞くといふような意味
で、自主的に改善普及員の選任等は相
談し合つてやる、あるいは事務所等も
お互いに使つてやる、あるいはあつた
合つて使つてやる、あるいはあつた
合つて、なるべくそこは民主的、自主
的に話し合つてやる、ということなん
です。改善普及員はもちろんなる程度
の一定の資格を、先ほど申しましたよ
うな意味で、その高い資格を、ござい
ませんが、ある程度の資格をやはり持
ていただかなければいかぬと思ひま
す。その資格標準をきめますので、こ
の既存団体等が推薦する改善普及員
が、そういう資格にさへはまらなければ
それは文句なしに會議所の方で認めて
もらつていいのではなからうか、これは任
用の問題ですから、會議所の形、任命
の形とか、そういうことは別にいたし
まして、資格要件さえ備えてる限り
は、そういう既存団体の推薦を會議所
が受けるというふうな指導は強力に
やつてもらいたい、こう思ひます。

○栗山良夫君 過日御説明をいただき
ましたのは、現在の任意団体である商
工会といふものがおよそ二千六百、そ
のうちで法人格を持つてゐるものが
四・二％ぐらいある、こういうお話に

承りましたが、その法人格を与えた根
拠になつてゐるのはどういふものが
あります。

○政府委員(小山雄二君) 正確な数字
を申し上げますと、ただいま統計的な
調査はできておりませんが、あるいは
漏れがあるかもしれませんが、私ども
の調査では任意の商工会二千六百五十
七であります。そのうち法人格のある
もの百十二、四・二％ということに
なつております。この根拠は民法の社
団法人が全部でございまして、

○栗山良夫君 そうすると、ただいま
の法人は民法の保護を受けて登記を完
了してゐるものと思ひますが、そうい
うものにもまだ本法案によつてという
五条をもつて商工会という名称の使用
禁止をいたすことになつております
が、そういうことがただいまの日本の
憲法なり、あるいはその他の法律上可
能なことでしょうか。

○政府委員(小山雄二君) 民法による
法人格を持つてゐる商工会は登記して
いると思ひます。ただ今回商工会の組
織等に関する法律というものを作ら
まして、商工会を特殊法人として法制
化するといふことにいたしましたわけ
です。名称禁止の問題についてい
るの問題が法律的にもあるうかと思
ひますが、その一定の特殊法人を國が認
めて特殊の仕事をするといふこと
になりますと、第三者との關係その他
において、とにかくほかの団体と区別
するといふ意味において名称禁止の規定
を設けるのが、大体法律の建前な
であります。従つて本法でも商工会とい
ふ文字を新しい法律に基づく商工会に
独占してゐるわけをございします。
従つて新しく認可を受けて成立する商

工会ではないものは、名前を変えていただかなければいかぬわけでありすが、これにはある程度の猶予期間を設けまして、その間に調整をいたしていくこと、その間の調整をはかっていくことに考えております。

○栗山良夫君 それは今あなたの御説明なさったことは、きわめて便宜上のことであって、私は一つの法律が保護をしておる名称というものは、やはり民権に属するものでありますから、そういう建前において一つの確定されておる民権というものを、突然便宜上の立場に立って他の法律をもってこれを禁止するということができるかどうかというところに、私は疑問を持っております。特にあとで順々に尋ねたいと思いますが、今までこういうたぐいの名称の使用禁止を出した法律が数あることは知っておりますが、それらは今後のことを大体問題にしておるものであって、既往のものにまでさかのぼって、新しく法律を作ったために、既往の名称を使用する権利を持つておる人の権利を奪い取るというような例は私にはなかつたと思うのであります。従ってそういうことがはたしてあるのかどうか、現在の法律で名称の使用禁止をしていける法律が幾つあるか、そうしてその法律が名称の使用禁止をいたしたときに、その法律制定のときから将来にわたっての禁止であったのか、その法律が施行になったときに、すでに使われておった名前を消させたという例があるのか、そういうことについて具体的に詳しくお伺いしたい。

○政府委員(小山雄二君) 法人格を持つておるものと持っていないものと、その名称の点では大体法律的な違

いはないと思いますが、法人格を持つておるものは民法で保護されておるといふ意味で重みがあるかとも思いますが、大体法人格を持つておるものももちろん、持っていないものも先ほど申しましたこのうち一千五百ないし二千近くまで切り変わるだろうと申しましたのは、私は初年度の話をしたわけでありまして、初年度あるいは次年度ぐらいいは、このほとんど全部のものが新しい商工会に変わるのじゃないか。実体は大体新しい法律で予想しておる実体を備え、仕事もし、構成を持つておるものでありますから、これはほとんど新しい法律に切り変わつてくるのではないかと、こう考えておるわけでありまして。従つて実体的には、その問題はないのではないかと思います。

それからいろいろな法律でどういう法律があるかというお話ですが、これは調査いたしまして、あとでもし必要でありますれば資料としてでも御提出いたしますが、すべてがこういう法律制度では名称独占という制度を使つておりまして、この法律の名称独占は今後のことについているわけでありまして、既往の名称、既往のことをいって使つておるわけではなく、今後そういう名前を使つておるわけでありまして、これはほかの法律も全部同じじゃないかと思

○栗山良夫君 そうですか、それならば私はそんなに……、今後のものをいふということ、既往のものを問わないうというところであれば、それは私はお尋ねをするポイントが少し変わりますから問題がないわけでありすが、その法律によると、衆議院の修正

によりましてというところ、そういう工合に受け取れないことになっておりますね。たとえば付則の第二条「この法律の施行の際現に商工会という名称を用いておる者は、この法律の施行後一年以内に、その名称を変更しなければならぬ」というのは衆議院で「三年」に直してありますが、今の長官の答弁と違ひますよ。

○政府委員(小山雄二君) 今後と申しましたのは、既往のことを問うわけじゃなくて、今後はそういう名称を使つておるもの、従つて一定期間に変更しておるわけと、こういう規定になっておるわけでございます。これはほかの法律も全部同じでございます。たとえば中小企業団体組合法は商工組合という名前を使わなければいかぬということが八条に書いてありまして、付則で施行の際そういう名前を使つておるものは施行後三ヶ月以内に名称を変えておらなければ困るといふことになっております。ほかの立法でも全部こういう書き方であつて、今後はそういう特殊法人を認めるために、特殊法人に取引の安全というようになことから名称の独占を認めるというふうになっております。

○栗山良夫君 私は先ほどの資料を作つていただきましたと申し上げましたことは、法律的に民権の所在というものを明確にしたいから申し上げておるものであつて、そういう便宜主義的な、運用主義的なことからお尋ねしておるわけではない。たとえば現在法人格を持つておるものも、本法の施行によつて摩滅なしに自動的にうまく切りかえができるであらうという可能性をもつ

て、あなた方は一つの答弁の材料に使われておりますが、そういうことを私は申しておるのではない。少なくともそういう何と申しますか、安直な考え方と法律というものが作られていかどうかというところは私は問題にしておる。でも、もし社団法人で認可を受けておるとすれば、これは認可ですからどこかの主務省が認可しておるわけですから、その認可しておるものに対して、これは取り消しなり、あるいは認可内容の変更をさせることになる。そういう強制が本法によつてできるかどうか、本法のどこにそういうことが書いてあるのかということが私は疑問になるから申し上げておるのです。どこに書いてありますか。

○政府委員(小山雄二君) それは経過規定の本法施行後何年以内にその名称を変えなければならぬというところから法律的には出ております。

○栗山良夫君 それじゃ、もしそういうことで変えなければならぬといったときに、もう既往の国家の保護を受けた権利を持つておる人が重大損害を受けたときは、その損害の補償はどうします。そういうこともやはり法律には明記されるべきこととあります。大体において既得の権利を抹消する、これを取り消しを命ずるということであれば、当然付帯事項としてそういうものがなければならぬ、もしその補償とか、そういうことをつけないとするならば、またそのつけ得ない理由というものを明白にすべきです。そういう点が私は欠けておると思う。この点はきょうでなくてもよろしいと思います。先ほど資料をお願いいたしましたから、現在の国内法の中で名称の使用禁止の

ある法律ですね、そういうものを全部あげていただいて、その法律は法律制定のときから将来に向かってそういう規制をしたのか、既往のものにまで規制をした例があるのか、そういうことをよく調べていただきたい。任意団体の問題についてもやはり議論がありまされども、少なくとも法人格のものがあるということであれば、これはもう法律的に議論し得る問題でありますから、私は申し上げないでおきます。それから第二番目に伺いたいのは、商工会議所の中に青年商工会議所というものの名称を使つて盛んに活動をしているのがありますが、御承知ですか。

○政府委員(小山雄二君) 聞いております。青年会議所であります。

○栗山良夫君 そうするとそれは商工会議所法の第三条には触れないわけですか、そういう名称を使うことについては。

○政府委員(小山雄二君) それは商工会議所法の名称禁止の規定にはひつかからないと思ひます。

○栗山良夫君 そういたしますと、この商工会議所法の第三条には、「特別の必要がある場合において、通商産業大臣の許可を受けたときは、この限りでない」というので、商工会議所の名称を使い得るようになっておる。特別の必要のある場合これによって通商産業大臣が認可をされた例があるかどうか、これをお聞きしたい。

○政府委員(小山雄二君) それは商工会議所連合会と、それから在日外人の商工会議所、これが禁止にひつかからないように、こういう規定を設けたわけでありまして、それで許可をした例

はあるそうでございます。
○栗山良夫君 許可をした例があるのですね。

そこで、過日も参考人としてこへおいでを願つた中で、既往の商工団体の組織にある人が、この商工会の名称を法律によって剝奪されたことについて、非常に強く反対をいたしておりました。私はその商工会の性格、組織、状況等がよくわかりませんが、全国商工会連合会から出していただいた商工会の実態という中に、それが若干触れられてありますから、大よその見当はつくわけであります。

〔委員長退席、理事川上為治君着席〕

つくわけでありますが、任意団体として同じような零細企業者が一つの組織を守るために、そうして企業発展を確保するために、たまたまもう本法案が構想せられるよりはるかに以前に、商工会という名前を使っておつた、そういうものについて、一片の法律をもって禁止をする、しかもこれに罰則をもって臨むというようなことは、何としても承いたしかねると、こういう強い意見がありました。私はしごくごもっともだと思うのであります。商工会議所法においてすら、こういう特例をもって、通商産業大臣が認可をしたときには、その名称を使用してもいいということになっておる。おそらくこのときには商工会議所法ができたあとに、そういう認可があったんだらうと思いますが、法律ができる前に現存しておるものについては、やはりその名称使用については特別の措置を講ずるということが建前ではないか、むしろそういうことでなければい

かんのではないか、こう考えるわけですか。この点については、これは委員長にお願いしておきますが、純法律問題にもなるだらうと思ひます。で、私はその点はあまり詳しくはないわけでありますが、本委員会に法制関係の責任官に出府をわづらわして、この点を明確にしておきたいと思ひます。先ほどのように非常に便宜主義的な解釈でこういうことを行なつてはいかないと私は思ひますので……。もし、もつとはかの言い方をするならば、既往の商工会という名前を使った団体はこれだけたくさんあるとするならば、今度作る法案には商工会という名前は避けて、もう少し何かほかの新しい名前を作つて、そうして、それでは将来の名称使用禁止をするのなら私は異議がないし、それなら非常に良心的だと思ひます。そういうことをなさらないで統制をする、しかも罰則をもってこれを取り締まる、国家権力を発動するといふようなことについて、これはやはり国民の中から強い不満が出るものもごもっともだと私は思ひます。この点はきょうでなくともよろしいから、よくわれわれの納得し得るうちに——もしその説を通し按かうということであれば、納得せしめ得る根拠に立つて御説明をいただきたい、どうしても説明がつかないといふことであるならば、ほかの方法を考えてもらいたい、そういうことを要望して、これは次の問題に留保いたしておきます。

○理事（川上為治君） 承知しました。
○政府委員（小山雄二君） それでは資料は急いで作ります。
それからなお、今お説のように、法

制局なり専門家の人の話も聞いていた、だいたいわけですが、まあ結局、法制局でいろいろわれわれも聞いてみますと、その名称というものは、団体の性質によりまして既得権として保護する財産権といえるかといふ点について、この論点があるようでございます。従つて法制局も今度の提案のような趣旨でいいじゃないか。商工会という名前を使つていいますものに、先ほど申しましたいわけの任意団体の商工会が一つございします。それから商店街団体の中に商工会という名前を使ったものも少しございします。それからいゆる民主商工会という系統のものにも少しございします。その点まあ結局大多数の商工会という任意発生的にできて、その会の性格及び事業等も今度法制化しようとするものに似ておるような商工会といふものが数からいって大多数であつて、従つてそういうものが振りかゝるときに別の名前を使うといふ考え方も一つございします。ところが、大多数のものが使つておる名前を使つて、その名前の独占を保護する、こういうことにしたわけでありますが、なお、資料を作りました上で一つ法律的な問題のときに御答弁いたしたいと思ひます。

○栗山良夫君 法制局に伺えばわかるわけですが、ただ普通の財産権と同じに扱えるかどうかかわらないといふようなお話ですが、たとえば商標やパテント、こういうものだって、これはやはり一つの工業所有権として認めおるのですよ。もし商標権でいったときはどうしますか。そうするとなかなかそう簡単にはいかない問題です。ですからさうと掘り下げて本委員会です審議をしたい、こう思ひわけです。こ

れは次回でけつこうです。
○理事（川上為治君） 承知いたしました。

ちよつと速記をやめて。

〔速記中止〕

〔理事川上為治君退席、委員長着席〕

○委員長（山本利壽君） 速記をつけ

本日はこの程度で散会いたします。
午後三時三十八分散会

四月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、商工会法案第六十六条修正に関する請願（第二二五〇号）（第二二五一号）（第二二五二号）

第二二五〇号 昭和三十五年四月二十日受理
商工会法案第六十六条修正に関する請願

請願者 東京都中野区江古田四ノ一、五二〇 岡田進

紹介議員 須藤 五郎君

商工会法案については、同法案が国会に提出される以前から、（一）既存の商工会や業者団体を無視し、商工会を法制化して補助金を与えるといふことで政策の比重が商工会にかたよるおそれのあること、（二）既存の団体が自主的に運営されている実績があるにもかかわらず、商工会を通じて政府のいいなり政策が中小企業の下部にまで持ちこまれる危険があること、等の理由をあげて同法案成立に反対してきたのであるが、最少限なんとしても第五章第六十六条の開則規定だけは承服することはできないから、この官僚統制の傾

向を強めるおそれのある第六十六条の開則規定だけは、ぜひとも削除せられたいとの請願。

第二二五一号 昭和三十五年四月二十日受理
商工会法案第六十六条修正に関する請願（一通）

請願者 東京都中野区江古田三ノ一、二〇五 太田勝

康外一名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第二二五〇号と同じである。

第二二五二号 昭和三十五年四月二十日受理
商工会法案第六十六条修正に関する請願（一通）

請願者 東京都中野区大和町六二 白井信外一名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第二二五〇号と同じである。

五月六日本委員会に左の案件を付託された。

一、商工会法案第六十六条修正に関する請願（第二三九八号）（第二三九九号）（第二四〇〇号）（第二四〇一号）（第二四〇二号）（第二四〇三号）（第二四〇四号）（第二四〇五号）（第二四〇六号）（第二四〇七号）（第二四〇八号）（第二四〇九号）（第二四一〇号）

計量法等の一部改正に関する請願（第二四〇五号）（第二四〇六号）（第二四〇七号）（第二四〇八号）（第二四〇九号）（第二四一〇号）

計量法等の一部改正に関する請願（第二四〇五号）（第二四〇六号）（第二四〇七号）（第二四〇八号）（第二四〇九号）（第二四一〇号）

計量法等の一部改正に関する請願（第二四〇五号）（第二四〇六号）（第二四〇七号）（第二四〇八号）（第二四〇九号）（第二四一〇号）

(第二四二一號) (第二四二二號)
(第二四二三號) (第二四二四號)
(第二四二五號) (第二四二六號)
(第二四二七號) (第二四二八號)
(第二四二九號) (第二四三〇號)
(第二四三一號) (第二四三二號)
(第二四三三號)
一、日朝間直接貿易許可に関する請願(第二四三九七號)

第二三八九號 昭和三十五年四月二十一日受理
商工法案第六十六條修正に関する請願

請願者 東京都中野区上高田一ノ四四 益田正男

紹介議員 須藤 五郎君

商工法案第六十六條修正については、同法案が国会に提出され、以前から、(一)既存の商工会や業者団体を無視し、商工会を法制化して補助金を与えるというところで、政策の比重が商工会にかたよるおそれのあること、(二)既存の団体が自主的に運営されている実績があるにもかかわらず、商工会を通じて政府のいいなりの政策が中小企業の下部にまで持ちこまれる危険があること、等の理由をあげて同法案成立に反対してきたのであるが、最少限なんとしても第五章第六十六條の罰則規定だけは承服することとはできないから、この官僚統制の傾向を強めるおそれのある第六十六條の罰則規定だけは、ぜひとも削除せられたいとの請願。

第二三九〇號 昭和三十五年四月二十一日受理
商工法案第六十六條修正に関する請願

請願者 東京都中野区大和町三 一三 星野仙吉

紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第二三八九號と同じである。

第二三九一號 昭和三十五年四月二十一日受理
商工法案第六十六條修正に関する請願(二通)

請願者 東京都中野区大和町一 二二 矢野周一外一名

紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第二三八九號と同じである。

第二三九四號 昭和三十五年四月二十二日受理
商工法案第六十六條修正に関する請願

請願者 東京都中野区大和町一 七八 宮尾金太郎

紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第二三八九號と同じである。

第二三九五號 昭和三十五年四月二十二日受理
商工法案第六十六條修正に関する請願

請願者 東京都中野区大和町六 二 武川則政

紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第二三八九號と同じである。

第二三九六號 昭和三十五年四月二十二日受理
商工法案第六十六條修正に関する請願

請願者 東京都中野区大和町二 七 小川喜知司

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第二三八九號と同じである。

第二四〇三號 昭和三十五年四月二十二日受理
商工法案第六十六條修正に関する請願

請願者 東京都世田谷区世田谷 一ノ三三六 大野撰郎

紹介議員 木村福八郎君
この請願の趣旨は、第二三八九號と同じである。

第二四〇四號 昭和三十五年四月二十二日受理
商工法案第六十六條修正に関する請願

請願者 東京都世田谷区世田谷 三ノ二四七 池田讓

紹介議員 栗山 良夫君 近藤 信一君
この請願の趣旨は、第二三八九號と同じである。

第二四五六號 昭和三十五年四月二十五日受理
商工法案第六十六條修正に関する請願

請願者 東京都三鷹市下連雀四 六九 久富清

紹介議員 高田なほ子君
この請願の趣旨は、第二三八九號と同じである。

第二五五七號 昭和三十五年四月二十五日受理
商工法案第六十六條修正に関する請願

請願者 東京都三鷹市牟礼一、 一五三 川口秀雄

紹介議員 大和 与一君
この請願の趣旨は、第二三八九號と同じである。

第二七二四號 昭和三十五年四月十六日受理
商工法案第六十六條修正に関する請願(五通)

請願者 東京都中野区江古田三 一ノ二五六 寺山喜

紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第二三八九號と同じである。

第二七二五號 昭和三十五年四月十六日受理
商工法案第六十六條修正に関する請願(七通)

請願者 東京都中野区大和町三 一六 安岡初治外六名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第二三八九號と同じである。

第二七二六號 昭和三十五年四月十六日受理
商工法案第六十六條修正に関する請願(三通)

請願者 東京都中野区大和町五 一 宮越幸太郎外二名

紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第二三八九號と同じである。

第二四〇五號 昭和三十五年四月二十二日受理
計量法等の一部改正に関する請願

請願者 静岡県榛原郡吉田町住 吉五、〇三七株式会社 住吉鉄工所内 増田善次

紹介議員 藤原 道子君
現行計量法では工率の単位はワットだけに限定され、世界的に広く現用されている公馬力(七十五キログラムメートル毎秒を一馬力とする)は廃止されることになつてゐるが、機械工業の商用単位であり実用単位である「馬力」の使用が停止されることは、機械工業の発展と輸出の振興を妨げる原因となるおそれがあるから、公馬力を計量法に追加存続するよう同法及び同施行法の一部を改正せられたいとの請願。

第二四〇六號 昭和三十五年四月二十二日受理
計量法等の一部改正に関する請願

請願者 岩手県石巻市本町一八 株式会社鈴木鉄工所 内 只野信男

紹介議員 小笠原三男君
この請願の趣旨は、第二四〇五號と同じである。

第二四〇七號 昭和三十五年四月二十二日受理
計量法等の一部改正に関する請願

請願者 大阪府北区梅田町四七 大阪金属工業株式会社 内 富田三男

紹介議員 亀田 得治君
この請願の趣旨は、第二四〇五號と同じである。

第二四〇八号 昭和三十五年四月十二日受理 計量法等の一部改正に関する請願 請願者 愛媛県松山市三津栄町 一 株式会社木藤鉄工 所内 佐伯邦夫 紹介議員 久保 等君 この請願の趣旨は、第二四〇五号と同じである。	第二四〇九号 昭和三十五年四月十二日受理 計量法等の一部改正に関する請願 請願者 新潟市柳島町三ノ一八 株式会社藤島製作所 内 川島要松 紹介議員 武内 五郎君 この請願の趣旨は、第二四〇五号と同じである。	第二四一〇号 昭和三十五年四月十二日受理 計量法等の一部改正に関する請願 請願者 三重県伊勢市竹ヶ鼻町 七〇株式会社松井鉄工 所内 中谷久 紹介議員 大倉 精一君 この請願の趣旨は、第二四〇五号と同じである。	第二四一一号 昭和三十五年四月十二日受理 計量法等の一部改正に関する請願 請願者 静岡県清水市清水字清 開一三九株式会社伊藤 鉄工所内 星野昇 紹介議員 阿具根 登君 この請願の趣旨は、第二四〇五号と同じである。	第二四一二号 昭和三十五年四月十二日受理 計量法等の一部改正に関する請願 請願者 東京都中央区銀座一ノ 三久保田鉄工株式会社 東京支社労働組合内 伊藤果 紹介議員 近藤 信一君 この請願の趣旨は、第二四〇五号と同じである。	第二四一三号 昭和三十五年四月十二日受理 計量法等の一部改正に関する請願 請願者 東京都中央区銀座一ノ 三株式会社赤阪鉄工所 内 赤坂忍 紹介議員 松澤 兼人君 この請願の趣旨は、第二四〇五号と同じである。	第二四一四号 昭和三十五年四月十二日受理 計量法等の一部改正に関する請願 請願者 北海道釧路市入舟町五 ノ二有限会社釧路内燃 機製作所内 長内勝三 郎 紹介議員 藤田 進君 この請願の趣旨は、第二四〇五号と同じである。	第二四一五号 昭和三十五年四月十二日受理 計量法等の一部改正に関する請願 請願者 兵庫県明石市上水町 一、三三七木下鉄工所 労働組合内 上念澄太 郎 紹介議員 藤田 進君 この請願の趣旨は、第二四〇五号と同じである。
紹介議員 棒 繁夫君 この請願の趣旨は、第二四〇五号と同じである。	第二四一六号 昭和三十五年四月十二日受理 計量法等の一部改正に関する請願 請願者 大阪市大淀区大仁東二 ノ三ダイハツ工業労働 組合内 小川義雄 紹介議員 吉田 法晴君 この請願の趣旨は、第二四〇五号と同じである。	第二四一七号 昭和三十五年四月十二日受理 計量法等の一部改正に関する請願 請願者 広島市元宇品町四五八 ノ二八万発動機株式 会社内 村井燕 紹介議員 藤田 藤太郎君 この請願の趣旨は、第二四〇五号と同じである。	第二四一八号 昭和三十五年四月十二日受理 計量法等の一部改正に関する請願 請願者 大阪市北区茶屋町六二 ヤンマーディーゼル株 式会社内 伊藤順一 紹介議員 阿部 竹松君 この請願の趣旨は、第二四〇五号と同じである。	第二四一九号 昭和三十五年四月十二日受理 計量法等の一部改正に関する請願 請願者 大分県臼杵市大字板知 屋一株式会社臼杵鉄工所内 須藤 靖 紹介議員 永岡 光治君 この請願の趣旨は、第二四〇五号と同じである。	第二四二〇号 昭和三十五年四月十二日受理 計量法等の一部改正に関する請願 請願者 横浜市鶴見区鶴見町 一、二〇九板沢漁機工 業株式会社内 田辺正 雄 紹介議員 相澤 重明君 この請願の趣旨は、第二四〇五号と同じである。	第二四二二号 昭和三十五年四月十二日受理 計量法等の一部改正に関する請願 請願者 山口県下関市新地町一 五株式会社日本工作 所内 大田市之助 友敬君 紹介議員 木下 友敬君 この請願の趣旨は、第二四〇五号と同じである。	第二四二三号 昭和三十五年四月十二日受理 計量法等の一部改正に関する請願 請願者 東京都千代田区大手町 二ノ四浦賀玉島ディ ズ工業株式会社内 永 井博 紹介議員 重盛 壽治君 この請願の趣旨は、第二四〇五号と同じである。
十二日受理 計量法等の一部改正に関する請願（五通） 請願者 神戸市兵庫区金平町二 ノ三五日本発動機株式 会社内 亀野清太郎外 四名 紹介議員 栗山 良夫君 この請願の趣旨は、第二四〇五号と同じである。	第二四九七号 昭和三十五年四月十六日受理 日間間直接貿易許可に関する請願（四通） 請願者 神戸市生田区浪花町五 九株式会社泰商店取締 役社長 渡喜久外三名 紹介議員 千田 正君 わが国と朝鮮民主主義人民共和国との貿易は、昭和三十年十月二十四日の次官會議の決定によつて人的物の交流を禁止されてから今日に至つており、この間昭和三十一年九月から同三十三年五月十日まで、中国大連港及び中国銀行を経由する日中貿易の方法によつて、朝鮮原産物資の輸入および朝鮮への輸出が行われたが、日中貿易の停止に伴ない取引は中断した。以来朝鮮側は日本、朝鮮間の直接貿易の実現をくり返し提起し、わが国関係業界もその実現を強く要望しているにもかかわらず政府は依然としてこれを許可しないことは誠に遺憾であるから、すみやかにこのような決定を撤廃し、日間間直接貿易を許可するよう取り計われないとの請願。	第二四二四号 昭和三十五年四月十二日受理 計量法等の一部改正に関する請願 請願者 大分県臼杵市大字板知 屋一株式会社臼杵鉄工所内 須藤 靖 紹介議員 阿部 竹松君 この請願の趣旨は、第二四〇五号と同じである。	第二四二五号 昭和三十五年四月十二日受理 計量法等の一部改正に関する請願 請願者 大分県臼杵市大字板知 屋一株式会社臼杵鉄工所内 須藤 靖 紹介議員 阿部 竹松君 この請願の趣旨は、第二四〇五号と同じである。	第二四二六号 昭和三十五年四月十二日受理 計量法等の一部改正に関する請願 請願者 大分県臼杵市大字板知 屋一株式会社臼杵鉄工所内 須藤 靖 紹介議員 阿部 竹松君 この請願の趣旨は、第二四〇五号と同じである。	第二四二七号 昭和三十五年四月十二日受理 計量法等の一部改正に関する請願 請願者 大分県臼杵市大字板知 屋一株式会社臼杵鉄工所内 須藤 靖 紹介議員 阿部 竹松君 この請願の趣旨は、第二四〇五号と同じである。	第二四二八号 昭和三十五年四月十二日受理 計量法等の一部改正に関する請願 請願者 大分県臼杵市大字板知 屋一株式会社臼杵鉄工所内 須藤 靖 紹介議員 阿部 竹松君 この請願の趣旨は、第二四〇五号と同じである。	第二四二九号 昭和三十五年四月十二日受理 計量法等の一部改正に関する請願 請願者 大分県臼杵市大字板知 屋一株式会社臼杵鉄工所内 須藤 靖 紹介議員 阿部 竹松君 この請願の趣旨は、第二四〇五号と同じである。

昭和三十五年五月十三日印刷

昭和三十五年五月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局